

広島県告示第百十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によつて、次のとおり指定介護機関の名称を変更した旨の届出があつた。

平成三十年二月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称		所 在 地	変 更 年 月 日
新	旧		
エスコム府中シニア フィットネス	デイサービス癒し処 つば倶楽部	安芸郡府中町本町二丁目一 五番四一号	平成二十七年三月二〇日